

令和7年度

# 総合文化会館舞台吊物巻上機等改修工事

## 現場説明事項

令和7年4月

発注者 かつらぎ町生涯学習課

設計者 平一級建築士設計事務所

- 1、発注者                    かつらぎ町
  
- 2、工事年度                令和7年度
  
- 3、工事名                   総合文化会館舞台吊物巻上機等改修工事
  
- 4、工事場所                和歌山県伊都郡かつらぎ町大字 丁ノ町 地内
  
- 5、工事項目                建築工事
  
- 6、工事範囲                現場説明書、特記仕様書、設計図書及び、公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）最新版による。
  
- 7、質疑応答                質疑、令和7年5月9日（金）～13日（火）  
                                  かつらぎ町役場 生涯学習課 文化振興係（担当 和田光司）  
                                  応答、令和7年5月14日（水）～16日（金）
  
- 8、工事期間                令和8年3月23日までに必ず工事を完了する事。
  
- 9、関係各庁手続            工事施工に必要な関係官庁、公庁への手続きは、すべて請負者の責任において行うものとする。
  
- 10、技術者の現場常駐      現場監理・主任技術者は建設業法に定めるものでそれぞれの有資格者を常駐させること。尚、各工種の工程計画を打合せ、工事の円滑な進捗を図るものとする。
  
- 11、仮設設備                本工事に必要な仮設設備はすべて請負人の負担とする。
  
- 12、公害について           機材運搬導入路及びこれに伴う諸手続き及び「和歌山県公害防止条例」に抵触する場合これ等の届出等は請負人の責任において行い、その定めにより施工のこと。

又、工事施工に伴う近隣からの苦情及び損害補償等が生じた場合、その処理は請負人の責任とし、これに要する費用は全て請負人負担とする。

産業廃棄物の処分は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可を受けた施設に搬出すること。

建設発生土の処分は、「建設発生土の処分場指定に関する要綱」に基づく指定を受けた処分場に搬出すること。

### 13、一括下請けの禁止

工事の全部又は大部分を一括して第三者に請負わせてはならない。

### 14、危険防止及び現場整理

館内利用者等に危害を及ぼさないよう万全を期し、必要に応じ危険防止柵、幕、金網等を設け、危険防止に努める事。

また常に現場を整理し備品等を傷つけないようにすること。

これらに要する費用は、全て請負人の負担とする。

### 15、設計図書の返却

現場説明書、設計図書等の電子データは、本入札の業務のみに使用し、入札日に氏名記入の上必ず返却のこと。

### 16、提出書類

係員の指示する書類等は、竣工日までに全て提出する事。

### 17、その他

諸物価の変動による設計金額の変更は原則行わない。

### 18、説明事項

- イ. 図面に明記されていない部分であっても、工事施工上当然欠くことの出来ない部分は、請負者の負担として工事範囲に含むものとし、係員の指示に従い施工する事。
- ロ. 貸与した設計書（明細書）は参考図書であり、各社独自に積算を実施し入札に備える事。
- ハ. 全ての工事において、監督員の承認無き工事は原則として認めないものとする。
- ニ. 工事打合せ記録については、全て施工業者のもとで作成し、監督員の承認を受けること。
- ホ. 住民(利用者)に対する安全対策を最優先にしておこなう。作業の内容や危険箇所等の状況を係員と連絡を密にして常に危険回避に努める。
- ヘ. 施設管理者（利用者）に作業状況等を広報して、騒音、振動、埃等の

影響を事前に把握して頂くなどの情報提供に努める。

ト. 官公署その他への届出手続等について

工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は遅延なく行い、その費用はすべて受注者の負担とする。

チ. 令和8年3月23日までに必ず工事を完了する事。

リ. 工事期間中に大ホールを使用することがあるので、工事を行う前に監督員と協議を行うとともに指示に従うこと。

#### 19、請負代金の支払条件

入札執行通知書による。

以上